

高齢者の日常生活を応援します！

市では、高齢期を迎えた人が自立した生活を継続して送れるように、さまざまな高齢福祉在宅サービスを行っています。今回はそのサービスについて紹介します。

なお、介護保険制度を利用できる人は、介護保険サービスの利用が優先になります。

※一部のサービスは申請後、生活や身体状況確認のため訪問します。

【問】高齢福祉課(総和福祉センター「健康の駅」) ☎92-5838

白内障補助眼鏡・補聴器購入費等助成

白内障補助眼鏡や補聴器等の用具購入費用を助成します。
購入日から1年以内に申請してください。



助成対象品目	対象	助成基準額	利用にあたっての留意事項
白内障補助眼鏡用レンズ	65歳以上の 人	・購入費の2分の1以内、 上限1万円 ・1人1回1対のみ	①白内障手術後においても眼鏡を必要とする人に限ります ②手術後1年以内に購入したものに限ります ③申請には指定の用紙による医師の証明書が必要です
補聴器		・購入費の2分の1以内、 上限1万円 ・1人1回1台のみ	聴覚による身体障害者手帳の交付を受けていない人が対象です
ストマ用装具		・蓄尿袋 上限6,000円(1カ月) ・蓄便袋 上限5,000円(1カ月)	①ぼうこう、または直腸機能障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人が対象です ②他の制度で給付・助成を受けていない人が対象です

シルバーカー購入費助成

シルバーカーを購入した費用の一部を助成します。購入日から1年以内に申請してください。

対象 70歳以上で歩行に不安のある人

助成額 購入費の2分の1以内(上限5,000円)

対象品目 次の①②のすべてに該当するもの

①4輪車で荷物入れの機能を有

するシルバーカー

②SG規格適合商品

※介護保険福祉用具貸与の対象品となるものは、助成の対象外です。



高齢者通院タクシー助成

自力での通院、または家族等による送迎が困難な高齢者に、医療機関へ通院する際のタクシー代を助成します。利用月から2カ月以内に申請してください。

対象 在宅で次の①～③のいずれかに該当する人(自動車税減免、障害者福祉タクシー利用者は利用できません)

①65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯

②70歳以上の高齢者

③要支援・要介護認定者

助成額 1カ月8回(片道を1回とする)までで、運賃総額の2分の1以内(上限5,000円)